

たまがわ

9月定例会

第145号

平成28年11月2日

福島県石川郡
玉川村議会

住所 石川郡玉川村大字小高字中畷9
TEL 0247-57-4630

発行責任者 須藤利夫
編集委員会 塩澤重男・飯島三郎
車田幹夫・石井清勝
小針竹千代

印刷 南円谷印刷



主な内容

9月定例会の議案審議	2
9月定例会の条例の改正、補正予算など	3~4
平成27年度決算の認定	5
平成27年度定期監査及び決算監査報告	6~7
健全化判断比率・資金不足比率報告	7
9月定例会一般質問	8~14
各種話題、議会のうごき	15~16

さるなしの実を収穫体験

9月20日、四辻新田地区で須釜小学校の3年生と6年生の児童が、さるなしの収穫体験を行いました。体験学習の一環で、児童たちは真剣な表情でさるなしの実を一つ一つ収穫していました。

9月定例議会

審議議案と各議員の賛否

○は賛成、×は反対、提は提出者、欠は欠席 須藤議長は採決に加わらないため空欄

議案番号	議案名	採決	小針	石井	車田	渡邊	塩澤	小林	飯島	田子	西川	三瓶	大和田	須藤
議案第48号	平成27年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第49号	玉川村指定金融機関の指定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第50号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第51号	玉川村税条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第52号	玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第53号	玉川村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第54号	玉川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第55号	玉川村体育施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第56号	石川地方介護認定審査会共同設置規約の改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第57号	石川地方障害支援区分認定審査会共同設置規約の改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第58号	村道の路線変更	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第59号	平成28年度玉川村一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第60号	平成28年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第61号	平成28年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第62号	平成28年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第63号	平成28年度玉川村上水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第1号	平成27年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第2号	平成27年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第3号	平成27年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第4号	平成27年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第5号	平成27年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報告第2号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※読みやすくするため、議案件名を一部省略しています。

議会を傍聴しませんか 9月定例会の傍聴人数10人 (平成28年累計傍聴人数30名)

次回の定例会 12月中旬予定

あ ら ま し

玉川村議会9月定例会は9月9日から16日までの8日間の会期で開催されました。

今回の議会では、条例改正の議案6件、規約改正の議案2件、補正予算の議案5件、決算の認定等6件、報告1件、指定金融機関の指定の議案1件、村道の路線変更の議案1件などが提案されました。

また、一般質問には6名の議員が登壇し村執行部の考えを質しました。

条例改正

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新たに産業医を指定するにあたり健康管理医の報酬を年額3万5100円から月額1万円に変更するため条例の一部を改正するもの。

村税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、村税条例についても所要の改正を行うもの。

村税特別措置条例の一部を改正する条例

企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興特別区域法等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

消防組織法の一部改正による

り、根拠条項に変更が生じたため、条例の一部を改正するもの。

村体育施設条例の一部を改正する条例

村民テニスコートの廃止に伴い、名称及び位置についての改正及び、クックドームたまたかの附属施設設備の使用料を加えるもの。

石川地方介護認定審査会共同設置規約の改正

石川地方障害支援区分認定審査会共同設置規約の改正

いずれも、平成28年9月5

日より石川町役場庁舎が「福島県石川郡石川町字長久保185番地の4」に移転したことに伴い、審査会の執務場所を変更するため、規約の一部改正をするもの。

村道の路線変更

村道小―35号線の起点に変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

指定金融機関の指定

2年交代で指定することとなっており、本年10月31日で須賀川信用金庫の契約が満了となる。11月1日より夢みなど農業協同組合を指定したいので議会の議決を求めるもの。

補 正 予 算

平成28年度一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ2億3797万4千円を追加し、予算総額を40億6790万1千円とするもの。

なお、補正の主なものは、表1のとおりです。

平成28年度介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成27年度の歳入歳出決算

平成27年度の歳入歳出決算

表1 一般会計補正予算の主なもの (単位：千円)

区分	款	補正額	備 考
歳入	繰越金	250,079	繰越金
	国庫支出金	37,230	地方創生加速化交付金など
	県支出金	15,064	森林整備加速化・林業再生基金事業補助金など
	地方交付税	12,835	普通交付税
	繰入金	△69,346	財政調整積立金繰入金など
	村債	△9,366	臨時財政対策債
歳出	総務費	196,308	財政調整基金積立金、地方創生事業による産学官連携地域資源活用事業など
	商工費	23,937	地方創生事業による道の駅資源販売力強化事業、創業マルシェ支援事業など
	農林水産業費	12,056	高性能林業機械導入補助金など

の確定によるもので、歳入歳出それぞれ1880万1千円を追加し、予算総額を5億3739万円とするもの。

※歳入の主なもの

○繰越金 1829万7千円

※歳出の主なもの

○基金積立金

1029万5千円

○諸支出金 850万6千円

平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

の確定によるもので、歳入歳出それぞれ34万1千円を追加し、予算総額を5015万5千円とするもの。

※歳入の主なもの

○繰越金 34万1千円

※歳出の主なもの

○繰出金 34万2千円

○予備費 △1千円

平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度の歳入歳出決算

の確定によるもので、歳入において、繰越金を459万1千円増額し、歳出においては、一般会計繰入金を459万1千円減額するもの。

平成28年度上水道事業会計補正予算(第1号)

人件費の補正により営業費用の配水及び給水費を10万9千円増額し、総係費を10万9千円減額するもの。

請 願

●玉川村消防団川辺分団屯所改築に関する請願

〔請願者〕

川辺区長 圓谷 信幸

〔紹介議員〕

田子 武幸

付託を受けた文教厚生常任委員会で審議した結果、採択することに決定した。本会議において委員会審議結果を報告したところ、全員異議なしで採択された。



●竜崎区墓地参道整備に関する請願

〔請願者〕

竜崎区長 湯澤 英一

〔紹介議員〕

石井 清勝

付託を受けた総務産業建設常任委員会で審議した結果、本件は地元行政区で行うべきものであるという意見により、不採択することに決定した。



決算の認定

平成27年度の村財政運営状況

地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金が増となっております、特に繰越金については、認定ごとも準備事業等の平成26年度からの繰越事業費が増えたため、大幅増となった。一方、学校等建設基金及び地域振興基金からの繰入金等が減となっているが、歳

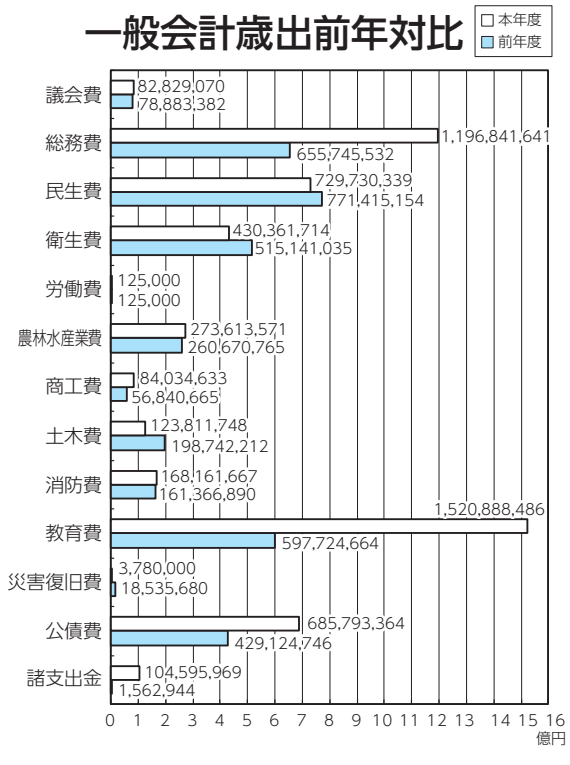
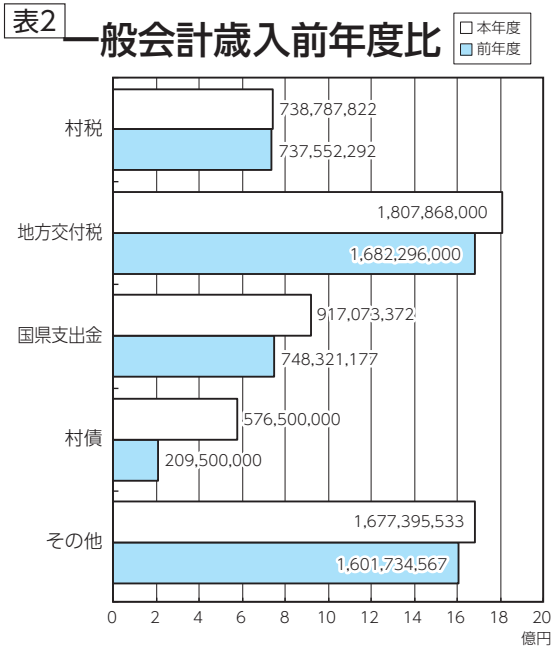


表3 平成27年度各種会計の決算状況 (単位：円)

会計区分	歳入	歳出
一般会計	5,717,624,727	5,404,567,202
特別会計		
国民健康保険	1,080,327,700	969,737,846
介護保険	499,737,339	481,438,341
後期高齢者医療	49,759,043	49,416,369
農業集落排水事業	130,664,500	126,072,290
合計	7,478,113,309	7,031,232,048

表4 上水道事業会計決算状況 (単位：円)

総収益	総費用	総利益
205,978,492	201,720,253	4,258,239

各種会計の認定

(一) 一般会計
歳入は、国・県等への依存

入総額では増となった。「少子高齢化」「産業振興・活力」「安全・安心社会」「交流と地域活性化」をキーワードに諸事業について、計画どおり推進することができた。また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字で決算となった。(表2・表3を参照)

財源は35億0417万5千372円で61.3%、自主財源は22億1344万9千355円で38.7%となった。歳出は、公債費の確実な償還を実施し、住民福祉の充実を目指し、投資的経費の計画的執行に努めた結果、歳出合計は54億0456万7千202円となった。歳入の主なものは、国庫支出金で2億5140万4千578円、共同事業交付金で2億3235万9千110円、保険税で1億7625万068万円の黒字決算となった。(表3を参照)

【国民健康保険特別会計】
収入済額10億8032万7千700円、支出済額9億6973万7千846円となり、歳入歳出差引金は、1億1058万9千854円となった。歳入の主なものは、国庫支出金で2億5140万4千578円、共同事業交付金で2億3235万9千110円、保険税で1億7625万068万円の黒字決算となった。歳出の主なものは、保険給付費で5億444万4千700円、共同事業拠出金で2億4074万7千166円、後期高齢者支援金等で1億0314万8千034円となった。

【その他の特別会計】

他の特別会計及び上水道事業会計の決算は、表3、表4のとおりである。

監 査 の 報 告



監査委員によるヒアリング

平成27年度の決算審査は、7月27日から8月1日までの期間で行われた。その結果について、監査委員より次のとおり報告された。

〔各種会計状況〕

審査に付された各種会計歳入歳出決算書とその付属調書の計数は、それぞれの関係諸

帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないことを確認した。

一般会計では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81・1%で、前年度より2・1ポイント低下(改善)した。

上水道事業会計は、供給単価188・72円に対し、給水原価は388・41円であり1㎡当たり199・69円の持ち出しとなっている。

自前の水源確保に対する投資額が大きいたが要因ですが、できる限り業務改善に取り組むことと漏水対策に注力すべきである。

玉川村上水道事業基本計画が作成され、石川町からの浄水受水と四辻水源有効活用が決定されました。今後の施設整備などで多額の事業費となることから料金の見直しやさらなるコスト削減などにより安全な水の安定供給確保に努めていただきたい。

〔財産管理〕

有価証券、出資金、預金、基金運用は適正である。

〔滞納額〕

滞納額は、表5のとおりである。

滞納金は財政計画及び行政の公平・公正の点からも大きな影響を及ぼすのでスピーディーな対応を求めます。

〔未登記〕

未登記件数の年度末現在385筆との報告があった。今後も未登記件数の早期解消に努力することを要望する。

表5 滞納額

(単位:千円)

区 分	滞納額	区 分	滞納額
村 税	41,958	下 水 道 使 用 料	10,312
国 保 税	40,093	緑 資 源 償 還 金	35,282
介 護 保 険 料	2,319	上 水 道 使 用 料	17,200
住 宅 使 用 料	30,296		

年度別一般会計歳出決算性質別集計表

(単位:千円、%)

区 分	平成27年度		平成26年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比		
義務的経費	人 件 費	651,851	12.7	644,623	17.2	7,228
	扶 助 費	345,855	6.7	341,661	9.1	4,194
	公 債 費	408,793	8.0	429,125	11.5	△ 20,332
	小 計	1,406,499	27.4	1,415,409	37.8	△ 8,910
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費	1,918,444	37.4	648,697	17.3	1,269,747
	災 害 復 旧 事 業 費	4,073	0.1	19,583	0.5	△ 15,510
	小 計	1,922,517	37.5	668,280	17.8	1,254,237
その他の経費	物 件 費	601,041	11.7	544,136	14.5	56,905
	維 持 補 修 費	45,196	0.9	53,299	1.4	△ 8,103
	補 助 費 等	584,682	11.4	593,312	15.9	△ 8,630
	積 立 金	219,754	4.3	79,157	2.1	140,597
	投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 費	8,827	0.2	8,089	0.3	738
	繰 出 金	337,662	6.6	382,843	10.2	△ 45,181
	小 計	1,797,162	35.1	1,660,836	44.4	136,326
合 計	5,126,178	100.0	3,744,525	100.0	1,381,653	

※決算統計上、後期高齢者医療広域連合健康診査事業費が決算額から控除されています。

【監査委員の決算審査報告・意見】

一般・特別会計の滞納金総額は160,343千円で対前年比9,757千円の減少となりました。アベノミクスの影響による経済状況の回復と担当者の大いなる努力の結果、各税目で収納率がアップしましたが滞納額はまだまだ高水準で推移しています。滞納者の実態を的確に把握して適切な滞納整理を行い、収入未済額の圧縮に一層努力され、担当課を中心とした情報の共有化を図り、村民の義務としての納税意識を向上させ、不公平感が発生しないよう徴収体制を充実させていきたい。

ふるさと納税について、インターネットの「ヤフーふるさと納税」取扱開始と返礼品拡充などにより、対前年比20.1倍の24,483千円と大幅に増加した。



監査委員による現地調査(川辺字金波地内の水路)

●業務面について

6月に「認定こども園補助金交付申請書」の事業目的で「村内外の子どもに対して保育・教育を提供する」を「村外の子どもに対して保育・教育を提供する」と誤って記載したため、住民監査請求されました。

常日ごろの事務処理において担当者はもちろん、上司は特にチェックを厳しく実施し正確な事務処理を心がけるよう指摘した。

表6 健全化判断比率

健全化判断比率	平成27年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-%	15.0%
連結実質赤字比率	-%	20.0%
実質公債費比率	9.2%	25.0%
将来負担比率	60.5%	350.0%

※-%赤字がないため算出されない。

表7 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	-%	20.0%
農業集落排水事業特別会計	-%	20.0%

※-%赤字がないため算出されない。

健全化判断比率・
資金不足比率の
審査・報告

村執行当局より地方公共団体の財政の健全性を判断する指標について(表6及び表7のとおり)、一般会計などにおける健全化判断比率、公営企業における資金不足比率の指標が報告され、それぞれ早

期健全化基準及び経営健全化基準をクリアしている報告がされた。
監査委員より、平成27年度健全化判断比率等の内容は、算出根拠書類も整備され適正と認めた。
今後とも財政の健全化のため、適正かつ計画的な財政運営を維持されるよう希望する。

9月定例議会



6人の議員が村政を問う

通告者	質問事項
車田 幹夫	1 村の上水道事業基本計画について 2 村内の防犯灯のLED化について
小針 竹千代	1 農業振興地域整備計画の見直しについて 2 玉川村観光開発について
飯島 三郎	1 村内の河川の堰、ため池の管理について 2 こぶしの里の前の県道の冬期間における凍結防止について
小林 徳清	1 村所有不動産の未登記について 2 阿武隈川堤防への桜植樹について 3 村民懇談会について
石井 清勝	1 玉川村空き家・空き地バンク制度について 2 廃屋対策について 3 認定こども園の運営等について 4 母畑開パ事業に係る事業償還金の負担軽減について
大和田 宏	1 玉川村上水道事業の現状と今後の取り組みについて



一般質問の様子



車田幹夫議員

Q 村の上水道事業基本計画について

問 上水道事業基本計画の中で当面の優先課題として定めたいものは、どのような課題があるのか問う。

答 大きく4つの課題を設定しています。

①石川町からの浄水受水に伴う施設整備であります。丈田ポンプ場及び接続しております送水管等が老朽化してきておりますので、これら施設の整備であります。

②浄水と受水に伴う施設整備に合わせての未給水区域の解消と、新たな自己水源の確保による未給水区域の解消を図ること。

③水源の水量・水質対策であります。現在、村が独自で確保している水源は6カ所あります。これらの水源について

では取水量の低下や水質の経年変化が懸念されており、取水量の抑制や休止等により長寿命化を図る必要があります。

④危機管理体制の強化であります。漏水事故や災害時の対応などに備え危機管理マニュアルの整備を行い、応急対策、組織体制の強化、人材の育成を行っていく必要があります。

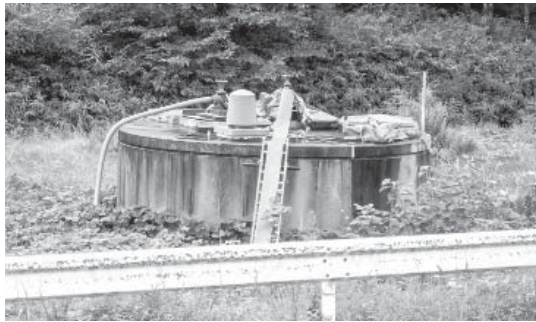
問 四辻新田地区未給水区域の解消のための施設整備と灌漑配水池関係の施設整備に係る費用とその財源をどう賄うのか問う。

答 第Ⅰ期工事整備として四辻新田地区の未給水区域の整備があり、概算の事業費として約7億7千万円を予定して

います。

Ⅱ期工事整備費として灌漑配水池関係の整備があり、これに係る概算事業費として約19億6千500万円を予定しています。

これらに係る事業費の財源としては、厚生労働省国庫補助金として簡易水道等施設整備事業、総務省の辺地対策事業債及び公営企業債などの借入などが考えられますが、整備のための事業費が多額に上りますので、財源の確保について十分検討してまいりたいと思います。



四辻新田地区の揚水試験

Q 村内の防犯灯のLED化について

村内の防犯灯のLED化を年度内に実施することは住民はもとより、多くの中学生が徒歩や自転車通勤しているなかで、従来の蛍光灯より明るいLED灯は大変良いと考えるが次の点について問う。

問 全行政区で電気使用料として支払っている平成27年度分の金額は幾らになっているのか。また、この電気料に対して村では幾ら補助をしているのか。

答 全行政区で162万0611円で、補助は2分の1で80万6千円。

問 LED化になった場合、全行政区で支払う金額は幾らになるのか。

答 概算では、おおよそ半額程度になると試算している。

問 今回のLED化に伴って、これまでの防犯灯の設置場所での境が暗いという状況がありましたので、この点を配慮した設置ができるのか。

答 区の境が暗いとの指摘に



防犯灯のLED化を

ついては、本年6月に開催された防犯協会の総会の際に、行政区の境を越えて歩行者の経路を想定した防犯灯の新規設置を検討していただくよう説明をし、今後も区の境を含め歩行者優先での設置について防犯協会等での整備協力をお願いしていく。



小針 竹千代 議員

Q 農振地除外の考えは A 農用地の適正な管理と利活用を推進する

問 玉川村を、より発展させるため、国道118号沿線の農業振興地域整備計画の見直



中地区118号沿線

答 しは不可欠と考えます。特に、利便性が良い中地区から竜崎のデイリーヤマザキまでの間、国道118号沿線の両側の農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外をすることによって、店舗及び住宅への転用の可能性が期待されます。村長の考えを問う。

農業振興地域の指定、市町村による農業振興地域整備計画の策定を中心として、国内の農業生産の基盤である農用地などの確保を図るために各団体が行うべき範囲が示されている。法にあるように、優良農地や土地改良実施地域での農用地の確保は、農業生産基盤を守る上で重要であると認識をしている。しかしながら、今日の農業情勢や農地の利用情勢を考えたとき、その他の有効な利活用についても検討していかなければならないとされている。現在、担当課において、計画の見直し作業を進めている。本年3月に策定した第4次玉川村土地利用計画との整合を図りながら、新たな農業振興地域整備計画による、農用地の適正な管理と利活用を推進していきたいと考えている。

答 認識している。

問 国道118号沿線には、農業振興地域になっているがため土盛りをして、転作の状態になっている所がありますが、この状況を認識しているか。

Q 玉川村の観光開発について A 現在ある素材を利用して観光への取り組みを推進していく

問 玉川村は、東西に広く標高差もあり、季節を長く利用できると。この地の利を利用して、平田村のジューピアランドのような観光地を開発すべきと考ええる。

答 村では、平成25年に緊急雇用事業により玉川村における、まつり・イベント・名所旧跡・名産品・工芸品・花木・景色・民話・郷土料理などを発掘すべく資源調査事業を実施しました。これらデータは総計で357件ほど上がってきている。

平成27年度には、玉川村観光資源検討委員会を立ち上げ、発掘したデータの内容についての確認などを行っている。今後は、観光素材としての絞り込みや、区分ごとの取りまとめを行い、活用方法や方向性の検討を行うこととしている。観光地の開発については、観光資源の再発見や交流連携が図れるような取り組みにより、交流人口の増加や移住定



心を和ませる花園

住なども期待されると考えられるが、本村においては、現在ある素材を利用して観光への取り組みを推進していく。

問 昨年9月に産業振興課に伺い各個人の桜であっても、村外から見に來られた皆さんに看板があればいいのにとの声を聞くのでお願いしました。検討しますとの回答でした。個人の桜であっても、営利を目的にしているわけでもありませんし、玉川村のPRに貢献しているの、看板ぐらいの設置はできないか。

答 検討します。



飯島 三郎 議員

Q 村内の河川の堰、ため池の管理について

問 村内の河川の堰やため池の管理については、地元の方々が管理されていると思われませんが、近ごろの状況を見ると、その管理が適正に行われていないためゲリラ豪雨などの際に被害が発生するおそれがあります。

答 河川の堰・ため池の管理が適切に行われない場合、施設への被害や農地あるいは広範囲にわたる被害も想定されるところであります。河川から取水する堰・頭首工(※)は農業用水利施設台帳で把握している範囲で40カ所、ため池台帳で把握して

るため池は20カ所あります。頭首工については、それぞれの行政区、あるいは受益者が通常管理を行っておりますが、突然の豪雨などへの対応は難しいと思われ、行政側からの瞬時の周知も困難であります。被災を最小限にとどめるためには、村からの適正管理の周知というよりもそれぞれの行政区、受益者による常日ごろからの維持管理作業が肝要であり、各団体での維持管理の重要性の認識や技術的な側面を含めて継続的に実施されるべきものと考えているところであります。

ため池についてはそれぞれの関係する行政区が管理を行っているものがほとんどであり、適正に維持管理をされて

いるところであります。

例年、村では水稲の用水が必要なくなり、台風が多く接近する9月を目安にため池の水位を低水位で管理していただくよう毎年通知をしておりますが、今年については、8月22日から23日の台風9号が襲来する際に、極力水位を下げていただくよう電話連絡をし、対応していただいたところであります。定期あるいは場合によっては緊急に管理の周知をしております。

(※)湖沼、河川などから、用水を取入れる農業水利施設の総称。



適正な管理が大切です

Q いぶしの里の前の県道の凍結防止について

問 この県道については、南側に高いのり面と山林があるため冬期間は特に日当たりが悪く、一旦凍結するとなかなか融けずにこぶしの里の利用者らの通行に支障を来しております。

答 この場所については、南側に県道福島空港西線の高いのり面があり、立木もあります。また、のり面の頂上から南側の山林にさらに立木があるため、約300メートルにわたって日陰となる場所があります。積雪があると、のちに凍結する所であり、一旦凍結すると、なかなか融けずに残っているため、車両通行に際しては慎重な運転が

求められるところと見られます。地形条件がこのような凍結しやすい状況をつくっているものと思いますので、道路を管理している県に除雪回数を増やしていただくか、滑り止めの措置をしていただくなど要望していきたいと考えております。



こぶしの里の前の県道



小林 徳 清 議員

Q 村所有不動産の未登記は
A 全ての未登記物件を解消したい

問 平成27年度決算の審査意見で、村所有不動産の未登記解消に向けて努力するよう指摘要望されている。年々減少しているが、原因となぜ長い間未登記となっていたのか、また全て解消はできるのか。

答 道路用地取得が主な原因で、昭和50年代が多く、道路事業の進め方において、用地買収優先で工事を実施、登記事務が後回しになっていった。全ての未登記物件を、解消したいと考えている。

問 登記事務手続きを後回し、工事を実施したのは職務がずさんだったのでは。

答 確かに、登記をせず工事を急いだ面があった。

問 減少してはいるが年々解消率が下がっているのは、相続関係、また高額な抵当権が設定されているものがあり、難しくなっている。

問 買収後に抵当権が設定された物件はあるか、また抹消に費用の発生は。

答 設定された物件はあるが、費用の支払いはない。

問 工事を急いだ理由で、長い間未登記であったことは許されるものではなく、今後は所定の手続きを経てから工事に入っていたらきたい。過去の反省から姿勢を問う。

答 今後はしっかりと対応する。

Q 阿武隈川堤防への桜植樹は
A 植樹は難しいと考えている

問 竜崎から中区までの堤防に桜を植樹して、末永く美しい景観を作っていくことは、洪水で心身に傷ついた人々の心を癒し、和ませて、誇れる郷土と化していくものと思う。植樹に対する見解は。

答 河川管理者からの許可を得る必要がある、この区間における堤防を掘削して植樹することは、計画堤防に入ることにとなり、許可基準に合致しないと想定されるため、植樹は難しいと考える。

問 河川占用願いを出す必要から個人では許可されないが、景観や環境改善のため、村自体が植樹できる確率が高い。また石川土木事務所でも、管理の確証が得られれば良いと聞

いている。答弁の中で難しいとはできないことか。

答 難しいとはできないことではない。

問 河川堤防への桜植樹は全国で多く見受けられ名所となっている。この件は18年8月竜崎区における村民懇談会において出た提案でもある。難しいではなく再度前向きな答弁を問う。

答 17年にも質問があった、維持管理の面から難しい。

Q 村民懇談会について
A 広報たまかわ7月号で意見、要望の二部を知らせた

問 4行政区だけの特集を、7月号広報たまかわで周知されたが、他の行政区の掲載が無いのは公正、公平な情報開示に欠けている。全ての行政区の意見、要望の主なものについて、当局的回答並びに対応は。

答 懇談会の様子や皆さんからいただいた意見、要望の一部を広報たまかわ7月号で知らせた。その意見、要望は①人口減少や定住対策として

宅地の開発、宅地の供給を進めるべき。

②小中学校の今後について村はどのように考えているか。

③空き家が増えているが空き家対策は実施しているか。

④水道水源の確保などをして安全安心な村づくりが必要ではないか。

その他道路、側溝など生活環境施設の整備についての要望です。多くの意見などはその場で

答えたもの、答えられなかったものは現場などを確認した上、各区長さんに知らせたものもあり、その他については各担当課において、現場などを確認して庁内で検証し対応した。結果は今後各区長さんに知らせます。

問 26年12月にも同じ質問をした。その答弁は一覧表にまとめ、庁議において各課長へ配布し、懇談内容の情報の共有化を図ることであった。今回も同じであれば議員に配布はできないか。

答 配布は考えていないが要望があれば配布する。



石井清勝 議員

Q 空き家・空き地バンク制度について

問 制度の利用状況は。

答 空き家3件、空き地7件の登録があり、その内空き家の売買が2件、空き家の賃貸借が1件。

問 地元行政区などへの情報の提供は。

答 転入者へは、担当から口

頭で地元行政区などへのあいさつをお願いをしているところですが、

問 周辺住民への不安を与えている時の対応について。

答 要綱の見直し作業中であり、修正により、できる限りの改善を図ってまいりたい。

Q 廃屋対応について

問 村内にも倒壊のおそれがある廃屋があります。治安や災害の面からも、安全で安心な村づくりのため村としてどのように考えているか、また国の空き家対策総合支援事業、これは協議会など民間事業者などと連携して行うものですが、これらに取り組めないか。

答 本村では、国の特別措置法を施行したため対策計画の作成や必要な事項を定め推進して今回の補正予算において、実態を調査したいと考えている。

Q 認定こども園の運営について

問 運営の責任体制と村の関わりについて。

答 運営は玉川村社会福祉協議会となっています。各学校と、村、こども園、社協との会議を開催し、運営の現状と課題について協議を行っています。

問 社協の中に運営委員会はありますか。

答 現在は有りませんので今後運営委員会をつくっていきます。

問 待機児童の有無について。

答 待機児童はいません。私は3人から4人のこどもがいると聞きました。

答 今現在は、把握していません。

問 認定申請、入園申請などの手続窓口の一本化について。

答 認定申請は教育委員会の子ども・子育て支援係受付で、入園申請はこども園受付なので一本化はできません。

問 こども園と教育委員会の連絡体制は。

答 今後はスムーズな連携、入園手続きができるようにしていきたいと思えます。

Q 母畑開パ事業負担軽減について

問 母畑開パ事業に係る事業償還金の負担軽減について。

答 要請活動につきまして、母畑地区土地改良区が主とな



廃屋の対策が必要である

り、首長と東北農政局長との意見交換会においては、農業の実情と負担軽減について要請を行っているところです。



大和田 宏 議員

Q 玉川村上水道事業の現状と今後の取り組みは A 一日も早い未給水区域の解消に努める

問 玉川村の上水道事業の現状と今後の基本事項及びそれに伴う整備内容がようやく示されました。

東日本大震災の影響により、井戸水が出なくなり、村の水道が引かれていない地区においては、生活に不便を来した家庭がありました。四辻水源地を有効利用し、地域の方々の意向を取り入れながら、今後しっかりと進めて行き、早急に未給水区域の解消を図るべきと考えます。

そこで、次の3点について問う。
1点目は、石川町との浄水受水に伴う施設整備の検討状況は。2点目は、四辻水源を利用しての、未給水区域の解

消の考え方は。3点目は、整備順位1の具体的内容と取り組み方は。

答 1点目は、石川町の浄水場更新計画に伴う村の施設整備の検討状況であります。送水ポンプ場1カ所、送水管延長約3キロメートル、新たな配水池整備1カ所、新たな配水池から既存の栗踏石配水池までの送水管約2・8キロメートルなどの施設整備を検討しております。

2点目は、給水区域の考え方については、村中、津間の一部、諏訪平の一部など、県道飯野三春石川線沿いが区域となると考えております。集落の形成状況、標高、配水管の布設される道路沿いである

などの状況によって給水が可能となると考えております。

3点目は、整備順位1の具体的内容につきましては、四辻新田浄水場の整備、配水池の整備、送水管・配水管の整備であります。

取り組み方についてであります。送水ポンプ場・配水池、送水管を31年度に整備する計画となっております。

問 石川町の浄水場更新計画では、いつ施設整備を予定しているのか。

答 平成35年度に計画予定。

問 石川町との協議の中で、基本的内容についての首長間での合意はされているのか。

答 具体的な中身については話し合いはしておりませんが、事務レベルでの話し合いの経過を踏まえて協議を進めてまいります。

問 早い時期での合意が必要と思うが。

答 遠くない時期に実施したい。

問 今後進めるに当たり、地

域の方々への十分な説明が必要と思うが。

答 来年度早々に住民アンケートの実施をしたい。

問 配水池は、東野大井沢方面の高台のようですが、東山方面や羽山方面の浄水場から近い高台は検討しなかったのか。

答 東山方面、羽山方面も含めて検討したい。

問 この上水道事業の整備の財源の確保については。

答 各種補助事業の活用を検討しながら財源の確保に努めてまいります。

問 水は生活になくてはならない大変重要な事業であります。財政計画をしっかりとて、地域住民の声を聴きながら、基本計画に沿って確実に進めるべきと考えますが。

答 村にとつて大きな事業の一つととらえています。水源の確保をしながら一日も早い未給水区域の解消に努めてまいります。



給水が予定されている四辻新田村中地内



玉川第一小学校の授業の様子

文教厚生常任委員会では、村教育委員会と合同で泉中学校、西部共同調理場、玉川第一小学校を訪問し、学校運営などについて説明を受け、学校給食を試食しました。

文教厚生常任委員会が
村教育委員会と学校訪問

9/28



小野町議会公共施設検討特別委員会が、認定こども園たまかわクックの森を視察しました。

施設完成に至るまでのプロセスや施設の運営状況について、村及び村社会福祉協議会より説明がされました。

小野町議会公共施設検討
特別委員会が来村

9/27



加藤議長(岩泉町)に義援金を贈る小針議員会長(右)

岩手県岩泉町訪問

9/29~30 台風10号により甚大な被害を受けた岩泉町を訪問し、議員会よりの義援金10万円とさるなしジュース10箱を岩泉町の加藤議長に贈りました。

岩泉町とは、平成27年に議会の行政視察の相互訪問で縁が生まれ、今回、議員会役員3名と正副議長の5名で訪問したものです。

県町村議会議員研修会

10/31 県町村議会議員研修会がビッグパレットふくしまで開催されました。「地方創生と地方自治」「今後の政局・政治展望」について研修をしました。



議会のうごき

8月

- 3日 須賀川市議会議員との意見交換会(須賀川市)
- 21日 役職員親善スポーツ大会(たまかわ文化体育館)
- 24日~25日 町村議会正副議長、事務局長研修会(福島市)
- 29日 石川地方議会事務局長会議(石川町)

9月

- 2日 議会運営委員会(議員控室)
- 4日 第45回玉川村少年剣道大会(たまかわ文化体育館)
- 9日~16日 9月定例会(議場)
- 10日 玉川村敬老会(たまかわ文化体育館)
- 14日 第11回村グランドゴルフ協会議長杯大会(村民グランド)
- 27日 小野町議会行政視察(たまかわクックの森)

- 28日 文教厚生常任委員会(学校訪問)
- 28日 石川地方生活環境施設組合議会議員研修会(石川町)
- 29日~30日 岩手県岩泉町訪問(岩手県岩泉町)
- 30日 公立岩瀬病院企業団議会定例会(須賀川市)

10月

- 8日 たまかわスポーツフェスタ2016(たまかわ文化体育館)
- 14日 ふくしま駅伝選手団結団式(すば一く玉川)
- 18日 広報編集委員会(議員控室)
- 21日 須賀川地方広域消防組合議会定例会(須賀川市)
- 22日 古殿町町制施行60周年記念式典(古殿町)
- 25日~26日 全国町村議会広報研修会(東京都)
- 28日 石川地方町村議会議長会(石川町)
- 31日 福島県町村議会議員研修会(郡山市)

あとかき

社会福祉協議会の運営により認定こども園「たまかわクックの森」が今年4月に開園し、7カ月が経過しました。

こども達の元気に遊ぶ姿を見てみると、このこども達の未来のため我々議員は何をなすべきなのか、深く考えさせられました。

議会は議事機関であり、議論する場であります。村の施策について議論を尽くし、その施策が適法、適正に実行されているかを監視することが我々議員の使命であります。

このことがこども達や玉川村のより良い未来を築くことに繋がることを信じ、議員としての職責を果たしていきたいと思えます。

(石井清勝)